

令和3年度第3回成田市環境審議会 会議録

1 日 時 令和4年2月1日(火) 13時30分～15時00分

2 場 所 成田市役所 議会棟3階 第一委員会室

3 出席者

(委員)

本橋 敬之助会長、 片岡 孝治副会長、 富井 柁夫委員、 藤村 葉子委員、
原 慶太郎委員、 岩舘 和彦委員、 村島 義則委員、 小野瀬 篤嗣委員、
佐久間 房子委員、 木村 容子委員、 須田 恭子委員、 根本 祥宏委員、
幡谷 公生委員、 菅澤 麗子委員、 田中 昌子委員、 入江 龍夫委員、
中山 明子委員、 江口 洋委員

(成田市)

環境部 宮本部長

(事務局)

環境計画課：保立課長、松崎課長補佐、栗田主幹、清水係長、中里主査

(説明員)

環境対策課：鵜澤課長、椎名係長

クリーン推進課：西宮課長、八代主幹、山倉係長

環境衛生課：高橋課長、關谷係長

農政課：成毛課長

4 傍聴者 1名

5 会議次第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 第3次成田市生活排水対策推進計画について(諮問)

(2) その他

3. 閉 会

【環境計画課 松崎課長補佐】

それでは定刻前ではございますが、皆様お揃いですので、これより、「令和 3 年度第 3 回成田市環境審議会」を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙中のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日の司会進行を務めさせていただきます、環境計画課の松崎と申します。どうぞ、よろしくお願いいたしますします。

はじめに、お手元の資料の確認をお願いいたします。

- ① 「令和 3 年度 第 3 回成田市環境審議会 会議次第」
- ② 「成田市生活排水対策推進計画について（諮問）」の写し
- ③ 環境審議会委員からの意見及び回答
- ④ パブリックコメントの結果公表

それと、本日皆様にご持参いただくようお願いしてありました資料といたしまして、

- ① 成田市生活排水対策推進計画（素案）
- ② 成田市生活排水対策推進計画（案）
- ③ 修正点一覧

以上となります。不足などがございましたら、お申し出願います。それでは、よろしいでしょうか。

次に、本日の審議会は、委員 18 名皆様全員がご出席されておりますので、審議会設置条例第 5 条第 2 項の規定により、会議は成立することをご報告いたします。

それでは次第に従いまして、小泉市長よりご挨拶を申し上げます。申し訳ありませんが、市長も着座のままご挨拶いただきますよう、お願いいたします。

【小泉市長】

みなさん、こんにちは。本日はお忙しいところ当審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、本橋会長をはじめ、委員の皆様方には日頃より本市の環境行政の推進につきましてご理解、ご尽力を賜っておりますことをこの場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大が続いておる状況でございます。千葉県においても 1 月 21 日より今月 13 日までまん延防止等措置が取られているところでございます。

また、ワクチン接種につきましても、現在 65 歳以上の方の希望者について接種を個別医療機関において進めているところであり、今月までには 65 歳以上の希望者全員が打ち終える、そういったことで今進めているところでございます。

また、今月 8 日よりボンベルタにおいて、また 15 日からイオンタウン成田富里において集団接種を開始いたします。また、65 歳未満の方についても、現在順次接種券を発送しております。3 月中にはやはり希望者の接種を終える予定で今取り組んでいるところでございます。皆様方におかれましては、引き続き感染予防対策につきましてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、昨年 11 月に開催しました前回の環境審議会では成田市生活排水対策推進計画についてご説明をさせていただき、その後素案を作成して市議会への報告やパブリックコメントを実施するとともに、委員の皆様方からのご意見・ご質問を頂戴したところでございます。

本日は、これらを踏まえまして、計画の案として取りまとめましたものを、諮問させていただきます。委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、委員各位のご健勝、そしてご活躍を祈念申し上げまして、私からのあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【環境計画課 松崎課長補佐】

ありがとうございました。続きまして、本橋会長より、ご挨拶をいただきます。

【本橋会長】

はい、挨拶というほどのものではないですが、先週だったと思いますが、NHK のニュースの中で一つ気になることがあったんです。それは何かというと、太陽電池の廃棄物、処理のしようもないと。非常に難しい問題だと。考えてみれば太陽電池、太陽を利用したエネルギーというのはですね、人間にやさしい、環境にやさしい、温暖化にやさしい、そういう目的で作ったわけですけども、結局作ったものをですね、太陽電池ってどういう物かということ国民に十分知らせないまま使うということなんだと、それだけの宣伝ですね、だったところが今回みたいなニュースになってしまったと。かつて、私は水質浄化のことを専門にやって、水質浄化施設を作る場合にですね、作ったら、箱物を作ったらですね、それを半永久的

に管理できる費用を充て^あなかったら作る必要はないんだと。むしろ、それが環境の悪化の原因なんだということを本に書いて皆さんに知らせたことがあるわけです。その後水質浄化施設を作るところはあまりなくなっただけですけどね。まさに、流行り言葉でいえばね、何かこう正義を人道的、正義的なもので作ったものが、本当に人間にやさしいのかどうかということとは、やはり十分に環境を司る人間はですね、未来永劫^{みらいえいごう}のことを考えて、やはりそれに対処していくべきじゃないかなということを今回のニュースでつくづく感じたということです。そのことを成田市役所の環境行政に携わる職員の皆様、当然我々もそうなんですけれども、そういうことをやっぱり大所高所から見てですね、やはり対応していかなければならないということつくづく感じたということを一言申して、私からの挨拶させていただきます。どうもありがとうございました。

【環境計画課 松崎課長補佐】

ありがとうございました。

ここで、新たに委員になられました方のご紹介をさせていただきます。団体の代表でありました 下田 健一郎 委員が退任され、本年 1 月 1 日付で、委員となられました ^{おのせ}小野瀬 ^{あつし}篤嗣 様でございます。

【小野瀬委員】

成田青年会議所より出向させていただいております、小野瀬と申します。微力ながらではございますが、皆様のお力、お知恵をお借りしながらお役に立てるように頑張りたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

【環境計画課 松崎課長補佐】

どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これより議事に入っていただきたいと思いますが、議事に先立ちまして、ご案内を申し上げます。

本審議会の会議は、原則公開となります。本日は、傍聴希望者がいらっしゃいますので、これから入室していただきます。

なお、会議中に傍聴希望者が来場された場合には、途中から傍聴して頂くこととします。

傍聴の方に申し上げます。「会議の傍聴要領」を遵守いただき、お静かに傍聴をお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクの着用をお願いします。

では、これより議事に入っていただきます。議長は、「成田市環境審議会設置条例」第5条第1項の規定により、会長にお願いすることとなっております。本橋会長、議事進行方、よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

それでは、議事を進行いたします。はじめに、議題(1)の「成田市生活排水対策推進計画について」であります。

これは諮問ですので、小泉市長より諮問を受けたいと思います。

【小泉市長】

成田市環境審議会 会長 本橋 敬之助 様

成田市生活排水対策推進計画について 諮問

別添「成田市生活排水対策推進計画(案)」について、貴審議会の意見を求めます。

令和4年2月1日 成田市長 小泉 一成

【本橋会長】

はい、確かに受け取りました。十分に審議のうえ、回答させていただきます。

【環境計画課 松崎課長補佐】

ここで、大変恐縮でございますが、小泉市長は別の公務のため、退席させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

小泉市長、ありがとうございました。

【本橋会長】

では、議題(1)の「成田市生活排水対策推進計画について」の審議に入りたいと思います。

ただいま、成田市長から受け取りました諮問は、昨年12月に委員の皆様のもとに送付された「成田市生活排水対策推進計画(素案)」を基に、皆様やパブリックコメントで寄せられた意見などを踏まえて、当局の修正を加えた案についての諮問となります。

本日は、素案に対しどのような意見が寄せられ、それに対して市がどのような考えで修正をし、また修正をしない場合はどのような考えのもとに修正しないのか説明を受け、それに

対して再度審議会としてどう考えるか意見を頂きたいと思います。

それでは、「成田市生活排水対策推進計画（案）」について事務局の説明を求めます。

【環境計画課 栗田主幹】

それでは、説明に入りたいと思います。

まずはお手元の資料、「成田市生活排水対策推進計画(素案)環境審議会委員からの意見及び回答」という資料をご覧ください。今回、委員の皆様には素案を読んでいただき、多数のご意見をお寄せいただきました。まず皆様に感謝申し上げたいと思います。委員の皆様から頂いたご意見と、ご意見に対する本市の考え方についてはこの中に記載させていただきました。また、ご意見を踏まえて素案を修正した場合はその旨記載してございます。後ほどこの修正した点について説明をしたいと考えております。まずは中身をご確認いただければと思います。全部で 23 ほど質問がございました。

次に、「パブリックコメントの結果公表」という資料をご覧ください。パブリックコメントにつきましては、昨年 12 月 15 日から本年 1 月 17 日までを意見の募集期間として実施したものであります。市に提出されたご意見は全部で 5 件、1 名の方から頂戴いたしました。提出されたご意見とご意見に対する本市の考え方につきましては、2 枚目以降に取りまとめてございます。

本市ではこれらを踏まえまして、「成田市生活排水対策推進計画(素案)」を修正し、今回諮問をいたしました案を作成いたしました。

それでは、「成田市生活排水対策推進計画(案)」をご用意いただけますでしょうか。今回たくさんのご意見をいただきまして、この中から語句の修正など軽微な点を除きまして、説明が必要と思われる修正についてご説明したいと思います。

最初に、藤村委員からのご指摘で、近年は、容積の単位であるリットルについては筆記体小文字（ℓ）を用いるのではなく、大文字の L を用いるとのご指摘をいただきました。このことから計画書全体にわたりまして、単位を修正いたしました。

次に、成田市生活排水対策推進計画（案）の 1 ページの「1.1 水質汚濁防止対策の背景について」をご覧ください。この部分につきまして、本橋会長から、水質汚濁、環境問題が激しくなったのは昭和 40 年代であるとのご指摘をいただきました。戦前にも深刻な水質汚濁はございましたが、戦後に重工業化がすすみ、水俣病が公式に確認されたのが昭和 31 年、

同じページの脚注にある、「公共用水域の水質の保全に関する法律」及び「工場排水等の規制に関する法律」の 2 つの法律が成立したのが昭和 33 年、「公害国会」と呼ばれる第 64 回の国会が開かれ、水質汚濁防止法が成立したのは昭和 45 年、環境庁ができたのが昭和 46 年でありますので、これらを踏まえた上で、この部分を修正いたしました。「戦後の高度経済成長に伴い全国で激しさを増しました」という部分となります。

次に、7 ページをご覧ください。藤村委員からは、水質汚濁を考察する上では、土地の利用や人口の分布などが影響することから、これらについての記述が必要であるとのご指摘をいただきました。このことから、7 ページに、「1.2 土地利用の状況について」、また 7 ページから 10 ページにかけて「1.3 社会的状況について」という項を新たに設けることとしました。内容といたしましては、本市の土地利用、人口の分布、産業について記載いたしました。

次に、冊子の 12 ページをご覧ください。「2.1.1 水質の指標」の部分でございます。上から 6 行目に BOD、COD の説明がございます。藤村委員及び千葉県から BOD 及び COD の説明を修正すべきとのご指摘をいただきました。BOD は微生物が水中の有機物を分解するときに消費する酸素の量ですが、必ずしも二酸化炭素や水まで分解されるわけではないことから、その部分の表現を修正いたしました。また、COD は、酸化剤によって水中の有機物を分解するのではなく、酸化剤を加えて水中の有機物を酸化する際に、必要な酸化剤の量を酸素の量に換算したもの、といった意味ですので、修正いたしました。また、冊子の 70 ページの用語集についても同様に修正してございます。

次に、冊子の 22 ページをご覧ください。これまで第 1 次計画、現行の第 2 次計画では山林、市街地、畑、田圃などからの負荷を「自然による負荷」などの言葉を使って表してまいりましたが、本橋会長からは、「自然による負荷」は「面源系」の負荷の事であり、面源系という言葉に統一すべきとの趣旨のご意見をいただきました。また、関連して、藤村委員からは、「点源」という言葉と「面源」という言葉の使い分けについてのご意見をいただきました。ご指摘いただいた通り、「自然による負荷」というのは、面源系の負荷、というのが一般的でございますので、23 ページの【表 8】にございますとおり、汚濁負荷源を生活系、産業系、面源系の 3 つに分けるよう修正しました。このような分け方は、計画書全体にわたって見直しを行いました。

また、52 ページの【表 28】推計方法の区分において、生活系、産業系、面源系めんげんに分けて、点源てんげんまたは面源めんげんという言葉廃止しまして、改めて作り直しました。また、52 ページからはじまる「2. 汚濁負荷量の推計方法について」という部分も同じような趣旨にあわせて全体を見直しました。

次に、28 ページをご覧ください。本橋会長から、高度処理型合併処理浄化槽は、窒素やりんを含めて除去能力を高めたものであることがわかるように記載すべきとのご意見をいただきました。ここでは、高度処理型合併処理浄化槽についてより詳しい説明となるよう、説明書きを修正いたしました。さらに、具体的な汚濁の除去能力がわかるように 29 ページに【表 12】を新たに加えました。

続きまして、34 ページをご覧ください。こちらに【表 17】流域別汚濁負荷量推計値という表がございます。この表に記載されている数値でございますが、素案で段階から修正を加えてございます。

どのような要因で修正したのかご説明しますと、産業系の汚濁につきまして、素案の段階では、千葉県より令和 2 年度の立ち入り検査時の実測データを頂戴しまして、実測データがないものについては水質基準の規制値を用いて推計しておりました。しかしながら、実測データが令和 2 年度だけでは少なかったことから、令和元年度、平成 30 年度のデータも追加で千葉県から提供していただき、実測データを増やして再計算いたしました。多くの事業所では、規制値よりも低い値の水を排水しておりますので、その結果として産業系の汚濁負荷量が減少しております。

また、次の 35 ページの【図 25】をご覧ください。こちらは汚濁負荷量の再計算を反映しております。例えば取香川の負荷量は素案のグラフに比べ減少しています。

その他、細かい検算を行いまして、可能な限り間違いを少なくするように修正いたしました。

続きまして、44 ページにある「④事業所排水対策の推進」をご覧ください。

江口委員、入江委員からは、産業系の汚濁についてのご意見を頂戴いたしました。いずれも産業排水に関する市の対策についてのご意見となります。

産業排水につきましては、水質汚濁防止法において、事業者が、例えば食品工場などの事業場を設置する際は、都道府県へ届出をしなければならないことが規定されております。ま

た、都道府県はこの法律によって決められている全国一律の排水基準に上乘せして、さらに基準を定められること等が規定されております。さらに、その事業場から基準値を超える排水などの恐れがある際は、排水の一時停止を命じることができるなど、産業排水の規制は都道府県の役割とされております。

市町村には、このような規制や指導をする権限はございませんが、本市といたしましては、県の活動に協力するとともに、市民へ水質についての啓発をすることは、まわりまわって事業者への啓発にもつながると考えていることから、啓発の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

このことに関連して、44 ページの「④事業所排水対策の推進」の記述を修正いたしました。

今回お示ししました、成田市生活排水対策推進計画（案）につきまして、素案から修正しました主な点につきましては、以上の通りとなります。

案をご覧になって更にご意見がございましたら、必要に応じまして修正を行おうと考えております。皆様には厳正に審査していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

【本橋会長】

ありがとうございました。ただいま、委員の皆様やパブリックコメントで寄せられた意見に対して市の考え方や対応策について、説明していただきましたが、これに対して、さらにご質問等がありましたら挙手をお願いします。

【中山委員】

すいません、ちょっと分からなくて。今回の 56 ページですね【表 32】で湖沼の部分が増えているんですけども、これが 0.00 で全部そろっているのですが、これはどういう意味があるのかちょっと教えていただけますか。それが 1 つ。

それと 44 ページの合併浄化槽の設置の促進のところですけども、「広報、ホームページ、イベントなどを通じて合併浄化槽の転換に対する理解を呼びかけます」となっていますが、もうかなりやってらっしゃると思うんですけども、これ以上にやらないと、根木名川、小橋川、大須賀川流域の BOD や COD はすごく高いと思うんですけども、かなり急いでやらない

と、どんどんひどくなる一方だと思うんですが、その部分をもうちよっと強調するような書き方はできなかったのかということ伺いたい。

パブリックコメントに対する答えの中の、4番ですね、一番後ろのページになりますけれど、畜産系って成田市でやってらっしゃる方がどのぐらいいらっしゃるか掴^{つか}んでないので分からないんですけれども、だいたい今、国の政策で糞尿はまとめて置く場所を作らなければいけないことになっていると思うんですけれども、大雨が降ることが最近多いので、そういったときに流れてしまう、そこに固めておいても、流れ出てしまっ^て、それが流出して川に流れこむ心配は、成田市の場合はないのでしょうか。もしあるのであれば対策してもらうために補助金を出すとかそういったことを考えられないのかということ。

それと、ちょっと記述は忘れてしまったんですけれども、水田に関していうと、パブリックコメントの3番のところで、森林に関しては補助金が出ているようなんですけれども、森林の間伐とか下草刈りすることに対して一部補助を行っています、と書いてあるんですけど、
たんぼ 田圃たんぼに関していうと、田圃は耕作放棄地になったところって雑草が生えて水田としては役に立たないですよ。耕作放棄地が点在していると、たんぼ 田圃の中にいくつかあ^つてそこに草が生えている状況になっていると、そこはもう遊水地という状況になれないような場所が多くなってきていて、そこを耕作放棄地ではなくて水田として活用してもらうことで遊水地になれるような面積が増えますから、そこを管理してもらうことで、天然のダムみたいな形になるので、その部分を維持してもらうことに補助金が出ているのかどうか。またそうでないのであれば、補助金を出して、頑張^{うな}ってなんとか^{うな} 1^{うな}のだけやってもらうような、雑草が生えるようなことにならないようにするということについては考えられているのかどうか。

いっぱい質問してしまっ^てて申し訳ないのですが、教えていただけますか。

【環境計画課 栗田主幹】

はい、まず56ページの【表32】について説明させていただきます。

こちらについて、新たに湖沼という欄が付け加わっているということございますが、池沼ですね、こちらはですねもともと湖沼の水質保全に関する計画ですので、湖沼から流れ出る水というのは考えなくもよいという趣旨で、計算上湖沼という欄を設けたのですが、実際は

¹ 「耨^う」は「耕す」の意。

計算して、実際は影響ないので、この欄はなくてもいい欄となります。前回の素案の段階では元々ゼロということであったので、省いてあったのですが、今回ミスで省くのを失念してしまったという形です。こちらについては修正したいと思います。

【環境衛生課 高橋課長】

それでは44ページの表記の件ですけれども、今後も引き続きは補助制度を活用していただけるよう、様々な場で周知を行い、設置促進が図れるように努めてまいりますという形で今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

【農政課 成毛課長】

農政課です。よろしくお願いいたします。

パブリックコメントに対する意見の中で、畜産系、堆肥の関係ですけれども、こちらの方で意見に対する市の考えを記載させていただいておりますが、堆肥等を設置する場所とかそういうことについては、補助金等がありますけれども、現状で今、各農家の方で堆肥置き場ということで設置していただいて、^{ほじょう}圃場等に堆肥を散布させた場合には、ただちに土の中に^す鋤き込んでもらうように、そのまま置いておかないということで、お願いをさせていただいて、適正な堆肥の管理ということを、誘導をさせていただいております。

また、意見の番号の3番ですかね、耕作放棄地の関係ですけれども、山林については下草刈り等で補助金がございますが、耕作放棄地につきましても現在農業をやめてしまうような方が結構おりまして、その後の担い手ということで、それを探して、次の方にやっていただいということで、そのやっていただける方が見つからないと耕作放棄地につながってまいりますので、そういった形でなるべく耕作放棄地がでないようなことで、集積等でやっていただける方を調整させていただいて対応しております。ですので、耕作放棄地についてそういった補助金はありませんが、周辺の水路等、農道等の管理等を地域で行っていただける地区につきましても、多面的機能支払交付金という制度がありますので、そういったことで排水路等の整備につきましても、補助金等を支給しております。耕作放棄地自体に補助金等は出ておりませんが、そちらにつきましても、なるべく集積等で次の耕作者が見つかるように支援の方はしております。

以上でございます。

【藤村委員】

28 ページの修正したところなんですけれども、「高度処理合併処理浄化槽といいいます。」の前の文章は、本橋会長は正しく修正をするように指摘されていたのですが、ちょっと言葉じりで申し訳ありませんが、「BOD や窒素、りんの汚濁物質除去能力を高めた」という言い回しは少しおかしい言い方で、「BOD や窒素、りんなどの汚濁物質除去能力を高めたもの」あるいは、「BOD や窒素、りんを含む汚濁物質除去能力を高めた」という言い換えでないちょっと文章としておかしいかなと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

【環境計画課 栗田主幹】

はい、承知いたしました。検討し直します。

【江口委員】

34 ページでございますけれども、流域別の汚濁負荷量ですよ。これを見ますと産業が全体の53%を占めて、一番大きいんですよ。しかしながら、先程の44 ページでございますか、事業所の排水対策の推進は、県のほうの対応ということで市には権限がないということのようでございますけれども、何らかの対応方法はないのでしょうか、全て県にまかせてしまって、何かやる方法はないんでしょうかということが1つと。

私もよくわからないんですけれども、たとえば飲食業なんかグリストラップというのがあると思うんですけれども、こういうのは法的につける必要があるのかどうなのか、または義務化されていないのかどうなのか、やるのであれば補助金があるのかどうなのか、その点も含めてお尋ねできればと思います。よろしく願いいたします。

【本橋会長】

はい、事務局。

【環境対策課 椎名係長】

水質汚濁防止法の対応なのですが、委員さんから申されましたとおり、県の方の対応ということで、年に何回か水質汚濁防止法の特定施設になっている施設については、県の方で立ち入り調査等を行って対応していただいております。必要であれば市の職員も同行して、状

況等を確認させていただいて、必要な指示等はさせていただいております。以上です。

【江口委員】

県の方と言いますけれども、それは規模の大きいところですね。県の方の対応は。規模の小さいところはどのようなになっているのでしょうか。

【環境対策課 椎名係長】

規模の小さいところだと、一般家庭と同じような合併浄化槽で処理されているところとか、あとは下水道が整備されているところについては、下水道のほうに接続していただくという形で対応させていただいておりますので、そういった施設の管理面から指導等を行っています。以上です。

【江口委員】

そうしますと、飲食業の油とかそういうものについては管理していないということでしょうか。油の排水ですね。たとえば、ラーメン屋さんなんかはいっぱい出るかと思うんですけども、そういったところは必ずグリストラップが必要なのかどうなのか。またなくてもいいのかどうなのか。ノープロなのか。そのへんのところは保健所が対応するのかわかりませんが、もし分かったら教えていただきたいなと思います。

【環境対策課 椎名係長】

合併浄化槽であれば、県の方に指導権限がございますので、合併浄化槽等の排水に対する指導は県で行っております。下水道につないでいる事業所については市の下水道課で指導等を行っております。以上です。

【江口委員】

要は対応していないということですね。浄化槽っていうけれども、市内は下水だと思うんですけども、例えばラーメン屋さんの油の流しなんかは垂れ流しってこともあるかなと思うんですね。ですから、やっぱり産業の排水が割合が一番高いじゃないんでしょうか。

【本橋会長】

ちょっと待ってください。ちょっとそこあたり部分については、詳しい委員がおりますの

で。

【藤村委員】

私は、元県環境研究センターで小規模事業場等の立入調査等をしたことがあるんですけども、浄化槽にかかる排水の比率がどのくらいこの産業で大きいかというところがまず伺いたいことなんですよね。やはり、これだけ産業の比率が高いとですね、その中の内訳というものをお示しいただければですね、たとえば、非常に大きな工場が大量の排水を流していて、そこは基準以下なんだけれどもトータルとして、負荷量は多くなってしまっているのか、あるいは、先程ご指摘のように小さな合併処理浄化槽、あるいは本当に小さいと、ラーメン屋さんなんかですと、単独浄化槽と排水処理施設という、そういう分け方で流してしまっているというところもありうるんですけど、そういった極小の処理施設から出ている比率が高いかというですね、産業排水の比率をまず明らかにしていただくことが、疑問の一点かと思います。

やはり、合併処理浄化槽の排水が高すぎるものにつきましては、やはり指導というのは、県の方で調査行ったりとかしたりしておりまして、一応、普通のちゃんとした事業場では基準値を守るようにはなっているかと思うんですけども、小さいところがどのくらいの比率で占めているかによるかと思います。

すいません、分かりませんか。あの、産業廃棄物の方の内訳比率。

【環境計画課 栗田主幹】

それでは、案の 54 ページをご覧くださいませでしょうか。今回産業系の排水につきましては、規制対象になっている特定事業場とそうではない事業場に分けて計算しております。規制対象の事業場につきまして、生活排水関係の BOD や COD につきまして規制があるところとそうでない場合、特定事業場であればたとえば健康に直接関係するような汚濁物質、カドミウムといった金属類ですね、それがすべて規制されているのですが、BOD や COD につきましては、規模の大きなものが規制を受けるといった形となっております。このうち、県の方で立入をして実測値が得られるものにつきましては、その実測値に基づいて計算しております。それではなく、そういった数値が得られない場合は、水質汚濁防止法の規制値がどうか、県で用いております、事業場の種類ごとに平均的な水質を求めたような一覧表がありま

すので、それに従って汚濁の負荷量を計算しております。今、手元に資料は用意してございませんが、こちらの特定事業場での部分とそれ以外の部分については、どちらかというところとそれ以外の部分が多かったように記憶しています。

こちらのほうなんですけれども、特定事業場以外につきましては、個別にこちらの事業場は単独処理浄化槽を使っている、こちらは下水道を使っているというのを調べたわけではございませんので、成田市内の事業場の全体の件数を調べまして、工業統計などを用いまして平均的な水の排水量などを調べまして、それをもちまして計算しております。ですので、個別にここは合併処理浄化槽だけでも汚濁負荷量が多いねとか、少ないねというところまでは残念ながら把握しておりません。一般的にいいますと、規制値を用いて計算しますと、あまり汚濁負荷量を低く見積もらないように、規制値を扱って計算していますので、やはり若干大きくなる傾向はあるかと思います。一般的には、建物など建築する際には、ちゃんと浄化槽を設けなさいとか、下水道に接続しなさいというような指導はございますので、多くの事業場では合併処理浄化槽なり、古い建築物では単独処理浄化槽を使っているところがあるとは思いますが、そういったものを使っているかと思います。先程、グリストラップが義務化されているかという質問を受けましたが、残念ながら今、手元では分からないので、こちらは後で調べた上でご回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【江口委員】

はい。結構です。

【本橋会長】

次に何かございますでしょうか。はいどうぞ。

【須田委員】

34 ページの記載の下ところに、流域別の汚濁負荷量を見ると、根木名川上流域となっていますというところは、下流域の間違いではないかと思うのですが、表からしますと。いかがでしょうか。

【環境計画課 栗田主幹】

その通りでございます。こちらは修正いたします。

【本橋会長】

そのほか何かございませんでしょうか。

【中山委員】

^{さまつ}
些末なことで申し訳ないんですが、29 ページの合併浄化槽の説明の図の中の2番目の方ですね、全部説明が書いてあるのに、1か所だけ説明が書いてないのがちょっと気になって。2番目の右側の茶色の粒々は活性炭か何かなんでしょうか。

【環境計画課 栗田主幹】

こちらなんですけれども、第二次計画の図を参考に新しく作ったものでして、具体的な中身については調査のうえ回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【中山委員】

はい、せっかく全部書いてあったんで、ここもなんか書いてほしいなと思ったので。それだけのことです。すいません。

【藤村委員】

すいません、正しいことはど忘れしていますけれども、この粒々はろ^{しょう}床の一種でして、ヤクルトぐらいの大きさのものの筒型になっているものを詰めたりとか、あるいはプラスチックのケバケバがついていたりとか、そういう小さなろ^{しょう}床を水流でふわふわと浮かせながら、そこに微生物を着床させて、そこで汚濁物質を浄化するという仕組みのものでございまして、左二つは固定ろ^{しょう}床といいますが、浮かせるろ^{しょう}床は特に窒素の除去効果が高いと言われています。

正しい名称は調べてお書きいただきたいと思います。

【本橋会長】

はい、他に。

【原委員】

45 ページの地下水を守るというところなんですけれども、成田市のように小さい小河川が水源をもっている河川ですので、やはり負荷をださないと同時にこの湧水といいますか、

地下水を守りながら湧水を増やすと言いますか、減らさないような対策が必要だと思うんですけれども、①で雨水浸透のことは、これ多分今までやられたことをそのまま書かれていると思うんですけれども、これは開発があった場合は、指導するということなんですが、もう一步踏み込んでですね、既に住宅等が建てられている場合とか、雨水浸透ますを作るとか、一步進んで、最近^{あめにわ}は雨庭とかいろんな取組がなされているようですので、そういった対策を盛り込んでいただくと、ちょっと強調できるかなと思いました。以上です。

【環境計画課 栗田主幹】

はい、ご意見として参考とさせていただきたいと思います。今後検討してまいります。

【本橋会長】

ほかに何かございますでしょうか。ではちょっと、7ページを見ていただけますか。

この素案を読んで気になる表現なんですけれども、【表 1】のところで例えば土地の利用の割合をパーセントで表していますよね、しかし文章で見ると、何割何分なんていう、ちょっとピンとこないような表現になっているんですけど、やはり何パーセントという表現にしたほうがいいと感じます、そこをひとつ考えてください。

【環境計画課 栗田主幹】

では、そのように修正いたします。

【本橋会長】

よろしくお願いいたします。

ほかに無いようでしたら、先ほど市長から諮問をいただきましたので、ここで答申について私から提案させていただきたいと思います。

本日、委員の皆様からいただいた意見等について、改めて市の方で、まず検討してもらいたい、また場合によっては修正をしてもらいたい、そして最終的な案を、もう1回審議会を開いて、その旨を事務局のほうから説明いただき、それを聞いた段階において、この委員会で答申を取りまとめたいと思います。

いかがでしょうか、委員の皆様。

異議もないようですので、事務局の方もよろしいですか。

【環境計画課 栗田主幹】

はい、ではそのようにいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

それで事務局のほうでは、さらに今日のものを、意見を色々と頂きましたけれども、それに対して次回の審議会までに十分に修正して提出できますか。

【環境計画課 栗田主幹】

次回までに修正をいたしまして、場合によっては委員の皆様と連絡を取りながら修正案を考えたいと思います。

本日皆様から意見を頂戴しまして、誠にありがとうございます。成田市生活排水対策推進計画の案につきましては、本日頂いたご意見を踏まえまして、修正いたします。

また、さらにご意見等がございましたら、2月10日木曜日までに、メール・ファックス等で事務局の環境計画課までご意見をお寄せくださいますでしょうか。様式は定めませんので、任意の様式で提出いただければと考えております。

最終的な案につきまして、次回の審議会までに作りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

もう一度事務局のほうから締切の日を再度委員の皆さんに確認してください。

【環境計画課 栗田主幹】

締切は2月10日木曜日とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【本橋会長】

ありがとうございました。

それではですね、諮問と答申の件についての審議はこれで終了とさせていただきたいと思っております。それでは、最後の議題である「その他」について、委員の皆さんから何かあれば挙手してお願いします。

委員からはないようですが、事務局からは何かありますか？

【環境計画課 栗田主幹】

次回の本年度4回目の環境審議会につきましては、3月23日水曜日を予定しております。
正式な通知につきましては、追って皆様に送付いたします。よろしくお願いいたします。
以上です。

【本橋会長】

ありがとうございました。私のほうから事務局にお願いなんですけどね、たとえば今日の推進計画の案、中には届いていない人もいますわけですよ、私の方には昨日の午後届いていたんですよ、それでこれを見てどうだっていうのは少しきつい話であってね、もうちょっと早めに準備して送付していただければと思います。よろしくお願いいたします。

【環境計画課 保立課長】

この度、案につきまして、お届けするのに時間がかかってしまったということで大変申し訳ございませんでした。次回は時間に余裕をもって、じっくり案をご覧いただけるように進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【本橋会長】

よろしくお願いいたします。

それでは、これで、本日の議事を終了させていただきます。マイクを事務局にお返しします。

【松崎環境計画課長補佐】

本橋会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了します。皆様、どうもありがとうございました。

以上